遺留分減殺請求時効と民法１５８条類推

－最判平成２６年３月１４日

本判例解釈は，幣職が一般の方向けに簡略化してご紹介するものです。

０　よくある相談事例

　相談者　娘

「父が死亡し、遺言により長男である兄が全ての遺産を受け取ることになりましたが、母は認知症（後見審判無）で私が介護しており今後も沢山のお金がかかります。

兄は、遺産の一部を遺留分として私に支払いましたが、母には１円も渡しません。

兄が全ての遺産を相続してから既に１年が経過しているので、もう母の兄に対する遺留分減殺請求権は時効でしょうか。」

１　判旨

時効の期間満了前６カ月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者に法定代理人がない場合において，少なくとも，時効の期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がなされたときは，民法１５８条１項の類推適用により，法定代理人が就職した時から６カ月を経過するまでの間は，その者に対して，時効は，完成しないと解するのが相当。

２　要件

　判旨は、

①遺留分減殺請求権について

②請求権者に事理を弁識する能力が欠けており

③少なくとも時効期間満了前に後見開始の申立てがなされている場合は

④法定代理人（後見人）が付いた時から６カ月を経過するまでの間は、

時効は完成しない。と言っています。

３　判例の射程の問題

　①遺留分減殺請求権以外の他の請求権一般についても同様に解してよいか

　②保佐開始や任意後見ではどうなるか

　③必ず時効期間満了前に後見開始の申立てがなされる必要があるか。

具体的なご相談はお近くの専門家までお願い致します。